

包括信用購入あっせん(2) —カード払いのしくみと国際提携カード—



池本 誠司 Ikemoto Seiji 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事、内閣府消費者委員会委員、経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会委員、適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会理事長、国民生活センター客員講師、明治大学法科大学院非常勤講師など。著書に『割賦販売法(クレサラ叢書 解説編)』(共著、勤草書房、2011年)ほか。

包括クレジットの手続きの流れ

クレジットカード決済を利用する手順は、通常、次のような流れとなります。

〈加盟店契約〉

包括クレジット会社と販売業者との間には、クレジットカードの提示を受けて商品を販売すれば、代金相当額の立替払いを行うという提携関係として、「加盟店契約」が締結されています。販売業者は、店頭またはサイト画面に利用できるカード会社を表示しています。

加盟店契約では、通常クレジットカードによる決済を受け入れる際の本人確認方法、立替金の送金時期、加盟店手数料負担額、販売活動に関する禁止行為、加盟店契約の解除事由などを定めています。加盟店契約は事業者間の契約なので、割賦販売法(以下、割販法)はこれについて規制を設けておらず、その内容はさまざまです。

〈クレジットカードの発行〉

消費者は包括クレジット会社に対し、住所、氏名、生年月日、職業、年収などを記載した申込書を提出またはネット画面に入力して、クレジットカードの発行を申し込みます。その際、暗証番号も自分で決めます。

包括クレジット会社は、申込書の記載内容と個人信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー)の信用情報の調査によって、消費者のクレジット債務年間残高・延滞の有無等の調査を行い、クレジットカード発行の可否、利用限度額の設定、リボルビング払いの支払い月額、クレジッ

ト手数料率などの基本的な契約条件を定め、クレジットカードを発行します。併せて、カード会員規約等を記載した書面も交付します。

〈クレジットカードによる商品購入〉

消費者は販売業者において、商品購入に伴う代金の支払いのためにクレジットカードを提示します。電話やインターネット取引の場合はクレジットカード番号等を通知します。

販売業者は、そのクレジットカードを読み取り機に掛け、包括クレジット会社のコンピューターにつないでカードの利用の可否を照会します。包括クレジット会社は、有効なカードか、利用限度額内かなどを瞬時にチェックして、クレジットカード決済の受け入れの承認を販売業者に即時に回答します。これを受けて、販売業者は、代金決済済みとして商品を引き渡します。

〈立替払いと返済金の支払い〉

包括クレジット会社は販売業者に対し、加盟店契約に従って一定期間ごとに代金相当額から加盟店手数料を控除して振込送金します。包括クレジット会社は毎月の利用明細と当月の請求額を表示した通知書を消費者に通知し、消費者は包括クレジット会社に対しあらかじめ定めた支払い条件に従って預金口座引落としなどの方法で返済金を支払います。

国際ブランド会社を経由した オフアス取引

以前のクレジットカード決済のしくみは、消費者と、クレジットカード発行会社(これを「イ

シューア」と呼びます)、そしてイシューア自らが加盟店契約を締結した販売業者(直接のカード加盟店)の三者間取引(これを「オンアス取引」と呼びます)でした。

これに対し、最近のクレジットカードは、VISA、Master Cardなどの電子決済ネットワーク運営会社である国際ブランド会社の表示が付いている国際提携カードが大半です。国際ブランド会社は、世界中のクレジットカード会社と提携関係を結び、そのネットワークに加盟したカード会社は自社の加盟店を開放し、相互に利用することを認めています。例えば、国内のカード会社が発行したクレジットカードが海外旅行先の販売店で利用できるのは、国際ブランドを経由することで提携先カード会社の加盟店でもカード決済を受け入れてくれるからです。

こうして国際ブランド会社を経由することにより、カード発行会社(イシューア)とは別に、後述する加盟店契約会社(アクワイアラ)が介在してカード決済を行うしくみを「オフアス取引」と呼びます。

図1のうち、イシューアが自ら加盟店契約を締結した販売業者で消費者が商品を購入する場合(①)がオンアス取引で、国際ブランド会社との提携により、他のアクワイアラの加盟店でも相互にカード決済が利用できる場合(②)がオフアス取引です。

さらに近年は、決済代行業者(PSP)が参入し、アクワイアラの審査を通らない中小零細販売業者でもクレジットカード決済を利用できるように取り次ぐしくみ(③)も広がっており、これもオフアス取引の一形態です。

2016年改正のポイントは、アクワイアラと一部の決済代行業者に対し登録制と加盟店調査義務を課した点ですので、そ

の適用対象事業者に当たるかどうかを判別できるよう、アクワイアラおよび決済代行業者の意味を詳しく確認しておきましょう。

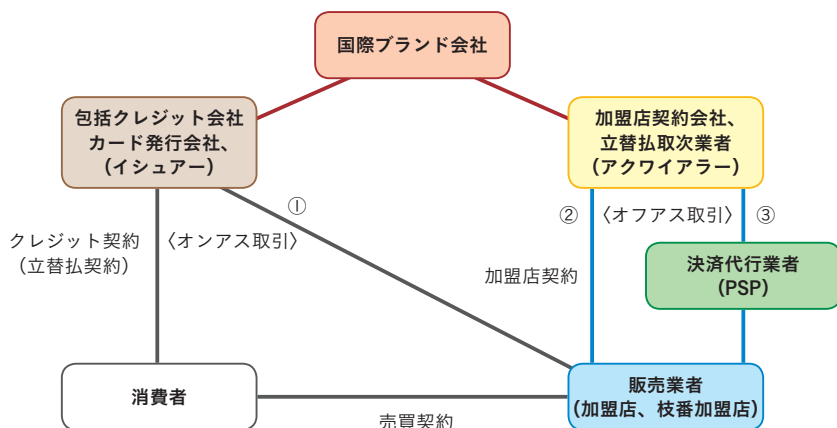
アクワイアラ(加盟店契約会社または立替払取次業者)

アクワイアラとは、販売業者との間で加盟店契約を締結し、イシューアが発行したクレジットカードで消費者が決済を行ったときは、いったんアクワイアラから加盟店に代金相当額を立替払いし、後でイシューアとの間で立替金の清算を行う事業者です。カード発行業務と加盟店契約業務は多くのカード会社は兼業で行っていますから、カード会社が相互にイシューアとアクワイアラの役割を分担している関係にあります。近年は、加盟店契約業務を専門的に展開する事業者とカード発行業務を中心に行う事業者も登場しています。

〈割販法の考え方〉

割販法が規定する「包括信用購入あっせん業者」(割販法30条1項)とは、「包括信用購入あっせん」を業とする者、つまり「あらかじめカード等を利用者に交付し」、立替金を販売業者に交付して2カ月超後払いまたはリボルビング払いを受ける取引(割販法2条3項)を行う事業者を

図1 オンアス取引とオフアス取引



指しますから、カードを発行するイシューアがそれに当たります。

割販法は、アクワイアラーを「立替払取次業者」という定義で定めています(旧割販法35条の16第3項、改正割販法35条の16第1項2号に移動)。立替払取次業者とは、特定の「クレジットカード等購入あっせん業者」(マンスリークリア払いを含むイシューアを指します)のために、消費者がクレジットカードを利用して加盟店で商品を購入したときは、「自己の名をもって」立替金を加盟店である販売業者に交付する事業者です。加盟店との関係ではアクワイアラーがまず立替金を拠出して支払い、後でイシューアとの間で清算するしくみです。

なお、改正前の割販法では、アクワイアラーはカード番号の適切管理義務(割販法35条の16)を除き、規制対象になっていませんでしたが、改正法では、後述するように、登録義務と加盟店調査義務の対象事業者となりました。

決済代行業者

決済代行業者とは、アクワイアラーと販売業者の間でクレジットカード決済を取り次ぐことにより、加盟店になるのが難しい販売業者にクレジットカード決済の利用を提供する事業者を指します。経済活動の中で次第に登場してきた業態であるため、そのしくみや関与形態はさまざまです。

例えば、決済代行業者が販売業者の営業実態を審査してアクワイアラーに対しカード加盟店として紹介、アクワイアラーと販売業者との

間で加盟店契約を結んだうえで、決済代行業者がカード決済を取り次ぐしくみ(図2)の中には、決済代行業者が加盟店審査・管理業務の一部を代行するものの、アクワイアラーが最終的な加盟店審査・承認の決定権限を留保しているケースと、決済代行業者に加盟店審査・承認の決定権限を付与しているケースがあると言われています。アクワイアラーと販売業者との間で加盟店契約を締結している関係にありますが、加盟店管理業務の全部または一部を付与している関係にある点で、決済代行業者のことを加盟店業務代行会社と呼ぶ場合があります。

また、決済代行業者がアクワイアラーとの間で包括加盟店契約を結び、決済代行業者が傘下の販売業者を枝番加盟店としてクレジットカード決済を提供するしくみ(図3)もありますが、その中にもアクワイアラーが枝番加盟店の審査・承認権限を留保しているケースと、決済代行業者に加盟店審査・承認権限を全面的に付与しているケースがあると言われています。

なお、デパートやモール運営事業者が店内・モール内にテナント業者の出店を認め、その代金決済手段としてデパートやモール運営事業者がアクワイアラーとの間で包括加盟店契約を結び、傘下のテナント業者のクレジットカード決済を取り次ぐしくみ(図4)も、広い意味では決済代行業務と言えますが、不特定多数の販売業者に対しクレジットカード決済を提供する業態とはやや違いがあります。

近年の決済代行業者は、クレジットカード決済だけではなく、プリペイドカード決済やデビッ

図2 手続委託

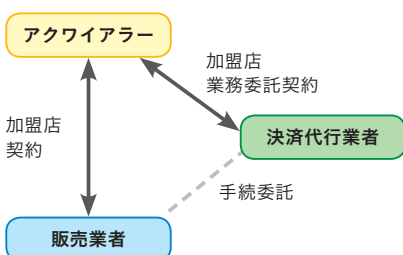


図3 包括加盟店(決済代行業者)

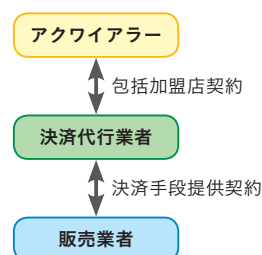
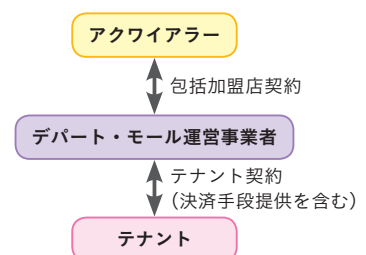


図4 包括加盟店(デパート等)



トカード決済など多様なキャッシュレス決済手段を提供する業態として広がっています。インターネット取引ではキャッシュレス決済の利用が不可欠である一方、新規参入の零細な販売業者はアクワイアラーの直接加盟店になるだけの信用実績がないことから、決済代行業者が零細販売業者の信用リスクを連帯保証しつつ決済代行手数料を得て事業を展開しているのです。

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(アクワイアラー等)

改正割販法は、登録義務と加盟店調査義務の対象事業者として、販売業者との間で加盟店契約を締結し加盟店の審査・承認・管理を行う事業者を「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」(法35条の17の2)と定義づけました。具体的には、次のとおりです。

同条1号は、イシューアのうちオンアス取引により自ら加盟店契約を締結する事業者を規定しています。オンアス取引におけるイシューアは、アクワイアラー業務を兼ねているからです。

同条第2号は、特定のイシューアのために、クレジットカード決済で商品を販売しようとする販売業者に対して、クレジットカード決済を認める契約を締結することを業とする者、と規定しています。法文には決済代行業者という文言はありませんが、この規定は、登録義務の対象事業者として、原則としてアクワイアラーを対象としつつ、加盟店契約の実質的締結権限(審査・承認権限)を有する決済代行業者を含む意味であると解釈されています。決済代行業者の取引形態が図2～4のいずれであるかによって区別するのではなく、決済代行業者のうちアクワイアラーに代わって加盟店審査・承認権限を付与されている事業者を登録義務・加盟店調査義務の対象とするものです。以下、アクワイアラーと加盟店審査・承認権限を有する決済代行業者を合わせて、「アクワイアラー等」と言います。

重要なことは、アクワイアラー等の定義は、

マンスリークリア払いを行う場合を含むことです。法改正の審議に当たり、オフアス取引の大半がマンスリークリア払いであるため、取引適正化のために登録義務・加盟店調査義務を負うアクワイアラー等はマンスリークリア払いを含むものとされました。これに伴い、イシューアについても、従来の包括クレジット会社の定義にマンスリークリア払いを含めるべきだという意見が出されましたが、マンスリークリア払いのイシューアを含めるとなると抗弁接続規定や契約書面交付義務等の適用の問題に発展するため、事業者側の強い反対があり、今回の法改正では見送られました。

海外アクワイアラーの取り扱い

アクワイアラー等に対する登録義務・加盟店調査義務の規定は、海外アクワイアラーも適用対象とされています。登録義務に関する登録拒否要件の中に、「国内に営業所を有しない外国法人」(割販法35条の17の5第2号)という規定がありますので、外国法人が国内販売業者と加盟店契約を締結する業務を行う場合は、自ら国内に営業所を設け、加盟店審査体制を整備して登録義務を果たすことが必要とされています。

現実問題としては、国内に営業所を設けて審査体制を整備していない海外アクワイアラーは、国内販売業者を実質的に審査・承認することは不可能ですから、決済代行業者が実質的な審査・承認権限を有する者として、登録義務と加盟店調査義務を負うこととなります。つまり、国内アクワイアラーであれ海外アクワイアラーであれ、自ら体制を整備して登録義務・加盟店調査義務を履行するか、登録決済代行業者を利用するかいずれかが必要となります。言い換えれば、ある販売業者がオフアス取引でクレジットカード決済を利用できるようにするためには、アクワイアラーか決済代行業者のいずれかが必ず登録義務・加盟店調査義務を負う状態ではなりません。